

価格転嫁好事例集作成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する「価格転嫁好事例集作成業務委託」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

価格転嫁好事例集作成業務委託

2 業務の目的

原材料費やエネルギー価格等の高騰が長期化するなか、中小企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費を含めたコスト上昇分を適切に価格に転嫁することが必要である。中小企業庁が実施した調査（価格交渉促進月間（2024年9月調査）フォローアップ調査）によると、全国の価格転嫁率は49.7%と過去最高であったものの、価格転嫁できた企業とできない企業の二極化が見られ、転嫁対策の徹底が重要である。

このような状況をうけ、価格交渉等に成功した企業の具体的な交渉の方法や戦略等をまとめた「価格転嫁好事例集」を作成し、県内企業に発信することで、価格転嫁の機運醸成及び県内企業における価格交渉スキルの向上を図る。

3 委託料上限額

3,388,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 委託期間

契約締結日から令和7（2025）年3月31日（月）まで

5 委託業務内容

概要：県内企業に対する価格転嫁の機運醸成及び価格交渉スキルの理解促進等を図るため、価格交渉に成功した県内企業を選定・ヒアリングし、価格交渉のノウハウをまとめた冊子（デジタルブックの作成を含む）及びチラシを作成する。

(1) 県内価格転嫁取組企業に対するヒアリングの実施

ア ヒアリング実施企業を選定（受注者側9者、発注者側1者程度）

価格転嫁好事例集に掲載し得る次の企業を選定すること。実際にヒアリング実施する企業については、乙の選定をもとに、甲乙協議の上決定する。

① 選定企業について

【受注者側企業】県内企業（※1）において、価格転嫁・価格交渉で成果を出した企業のうち、他企業の参考となるような取組（※2）を実施した企業

【発注者側企業】県内企業において、発注者から価格交渉の協議を呼びかけるなど、価格転嫁の推進に積極的な企業

(※1) 県内企業とは、以下の条件を満たす企業とする。

- ・ 県内に本社がある企業
- ・ 県内に工場及び事業所等がある県外企業

(※2) 他企業の参考となるような取組については、以下を参考すること。

ただし、掲載されている内容に限るものではない。

- ・ 価格交渉ハンドブック～価格転嫁の実現に向けた交渉準備～（中小企業庁）
<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230710003/20230710003-1.pdf>
- ・ 中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック（中小企業庁）
[kakaku_kosho_handbook.pdf](https://www.kakaku-kosho.jp/kakaku_kosho_handbook.pdf)

②選定企業の業種について

- ・ 幅広く、かつ適切に選定すること。
- ・ 可能な限り「製造業」及び「農・水産業」を各1者以上含めること。
- ・ 以下に業種の例を示す。その他、乙からの提案がある場合はその内容を甲乙協議のうえ掲載する。
例：製造業、運輸・倉庫業、サービス業、建設業、農・水産業 等

イ ヒアリング調査

- ・ アで選定した企業に対し、価格転嫁に成功した交渉方法のノウハウや企業概要等のヒアリングを行うこと。
- ・ 企業から許可を得られた場合は、会社内部や取扱商品、価格交渉に用いた資料等を撮影すること。

ウ ヒアリング調査とりまとめ

- ・ ヒアリングした内容をとりまとめ、報告書を作成すること（任意様式）。

(2)価格転嫁好事例集冊子作成

ア 仕様

用紙は次のとおりとするか、又はこれらに準じた紙質のものとする。

大きさ	A4
ページ数	16 ページ程度
紙質	マットコート紙
印刷方法	オフセットフルカラー
数量	2,000 部

イ 全体構成

構成は以下の(ア)～(エ)の項目及びページ数を想定しているが、その他、乙からの提案がある場合はその内容を甲乙協議のうえ掲載する。また、掲載順については、甲乙協議の上決定する。

- (ア) 表紙 (1 ページ)
- (イ) 価格交渉のノウハウについて(2 ページ)
 - ・ 県内企業の好事例や、5 (1) (※2) のハンドブック等の内容を踏まえて、価格交渉のポイントをまとめ掲載する。
- (ウ) 県内企業における価格交渉好事例の紹介(10 ページ)
 - ・ 5 (1) で実施したヒアリングをもとに、県内企業が価格交渉に取り組んだ事例を紹介する。
 - ・ 各事例について、価格交渉の取組内容やその効果について分かりやすく記載する。
 - ・ 各事例について、交渉のポイントや、価格交渉に取り組む企業の参考となる点について、有識者によるコメントを記載すること。
 - ・ 企業名は可能な限り公表とする。
- (エ) 国等の価格転嫁支援策の紹介(2 ページ)
 - ・ 国等で設置している価格転嫁に関する支援機関や支援情報を掲載する。
(例：よろず支援拠点内「価格転嫁サポート窓口」、パートナーシップ構築宣言等)
- (オ) 裏表紙(1 ページ)

ウ デジタルブックの作成

冊子の内容をパソコンやスマートフォン、タブレットなどのデバイスで閲覧できるよう、デジタルブックを作成すること。

(3) 価格転嫁好事例集活用促進チラシ作成

ア 仕様

用紙は次のとおりとするか、又はこれらに準じた紙質のものとする。

大きさ	A4
ページ数	2 ページ (表裏)
紙質	コート紙
印刷方法	オフセットフルカラー
数量	5,000 部

イ 全体構成

構成は以下の(ア) (イ) の項目を含めることを想定しているが、その他、乙からの提案がある場合はその内容を甲乙協議のうえ掲載する。掲載順については、甲乙協議の上決定する。

- (ア) 好事例集を作成・公表したことについての周知 (県 HP に掲載するデジタルブックへの誘導)
- (イ) 国等の価格転嫁支援策の紹介
 - ・ 国等で設置している価格転嫁に関する支援機関や支援情報を掲載する。
(例：よろず支援拠点内「価格転嫁サポート窓口」、パートナーシップ構築宣言等)

6 成果物の納品

(1) 成果品の提出

ア 本業務の成果品は下記（２）に示すものとする。

イ 電子媒体によるデータ納品については、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で、納品すること。

(2)成果品

ア ヒアリング調査結果報告書（データ１部）

イ 価格転嫁好事例集冊子 2,000 部（100 部ごとに付箋等を貼付する等目印を付すこと）

ウ 価格転嫁好事例集チラシ 5,000 枚（100 枚ごとに付箋等を貼付する等目印を付すこと）

エ 冊子の PDF データ及びデジタルブックデータ、チラシの PDF データを記録した CD-R 等の記録媒体一式

(3)納品日・場所

ア 納品日 令和 7（2025）年 3 月 21 日（金）

イ 納品場所 栃木県産業労働観光部工業振興課

7 その他

- (1) 委託業務における成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。なお、契約期間終了後、甲が二次的著作物（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に規定する権利）を無償で利用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に県の承諾を得ること。
- (5) 各業務に当たり必要となる許認可等の手続き（ヒアリング、撮影、写真の使用許可等）は、乙が行うこと。
- (6) 業務の処理に当たっては、他人の名誉、信用、プライバシー権、その他の権利を侵害しないよう留意するとともに、個人情報の取扱を適正に行うものとする。
- (7) 各業務に係る撮影、編集、制作、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て委託料に含むこと。
- (8) 乙は、業務スケジュールについて常時甲に報告するものとし、業務完了までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けるものとする。
- (9) 仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (10) 乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管するものとする。